

平成 27 年 4 月 1 日

お客様各位

三菱日立ホームエレベーター株式会社

ホームエレベーター・小規模建物用小型エレベーターの使用条件の改定について

日頃は弊社製品をご愛顧賜りまして厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 4 月 1 日より、弊社が現在販売する 2014 年改正建築基準法施行令対応のホームエレベーターおよび小規模建物用小型エレベーターの一部機種において、使用条件としてご案内の「1 日あたりの使用頻度」の上限を従来比 3 倍の 150 回に改定いたします。

高齢化社会の到来に伴ってエレベーター需要が高まるなか、弊社製品をご購入ならびにご検討中のお客様より使用頻度の向上を求められておりました。弊社ではお客様のニーズに対応すべく、各種部品の設計変更ならび再評価を行ってまいりました結果、このたび、市場での稼働評価や寿命試験によって、使用頻度を向上させるためのデータを確認することができましたので、使用条件を改定する運びとなりました。

お客様のご期待に沿えるよう、これからも邁進してまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象製品（2014 年改正建築基準法施行令対応製品）

製品分類	製品名
ホームエレベーター [スイ〜とホーム]	D X アバンティ/D X 禅/D X ファインウッド ファミリー/ファミロング
小規模建物用小型エレベーター [スイ〜とモア]	スタンダード/ロング/スペーシア

2. 使用条件の改定内容

〈従来〉 1 日あたりの利用頻度 50 回以下

〈新〉 1 日あたりの使用頻度 150 回以下

※用語統一のため、従来使用しておりました「利用」の表記を「使用」に改めます。用語の定義は変更ありません。

※対象製品以外の製品は、従来とおり「1 日あたりの使用頻度 50 回以下」となります。

3. お問い合わせ先

三菱日立ホームエレベーター フリーダイヤル 0120-345594

[受付時間：月～金 9：00～17：00/土・日・祝日、年末年始、GW、夏季休暇などは除く]

以上